整理番号	4－5－3	相談レベル	2
分　類	在留資格＆手続き		
項　目	結婚するとき		
内　容	婚姻後の外国人登録変更申請		

1　想定される質問の背景

○ 婚姻によって氏名、住所、家族事項が変わった。

○ 婚姻によって氏名や住所は変わらないが、家族事項が変わった。

2　基本的な質問と回答

相談者　婚姻届以外にも居住市区町村に届けなければいけないことはありますか？

回答者　結婚により、氏名、家族事項、住所などの外国人登録の内容に変更が生じた場合は、14日以内に、居住市区町村の窓口に婚姻受理証明書などを示して変更登録を行う必要があります。

⇒　変更手続が必要な場合　　4－3－5へ

⇒　入国管理局　　13－3－7へ

⇒　在日大使館＆領事館　　13－3－6へ

⇒　市区町村役所・役場　　13－5－1へ

3　基礎知識

婚姻によって姓が変わらない国

韓国・朝鮮や中国のように、婚姻によっても、双方の姓が変わらない場合があります。その国の長い歴史と文化によるものです。しかし、姓が変わらなくても、婚姻によって必ず双方の家族事項は変更を生じますので、外国人登録の変更は必要になります。

メモ欄